

ホームページ掲載「入学許可予定者のみなさんへ」の記載内容の変更

山梨県の規則改定に伴い、P 8 の誓約書に関する部分を以下のように変更いたします。

新の内容にて「誓約書」の準備をお願いいたします。

「入学許可予定者のみなさんへ」(P 8)

V 保護者の皆様へ

事務室関係の提出書類等は次のとおりです。別表 2 の一覧表(13頁)も参考にしてください。

(1) 誓約書及び住民票の写しの提出について

山梨県立高等学校学則に基づき、新入生は、誓約書と住民票の写しを入学式当日に学校長に提出しなければなりません。誓約書の用紙は登校日(3月23日)に配布しますが、次のことをあらかじめ承知しておいてください。

旧

①誓約書には、保証人2名が連署することとなっています。入学生が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者、もう一人は成人で山梨県内において独立の生計を営む者でなければなりません。~~ただし、学校長がやむを得ないと認める場合には、県内に居住していない者を保証人とすることができます。~~

新

①誓約書には、保証人2名が連署することとなっています。入学生が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者、もう一人は成年で独立の生計を営む者でなければなりません。

(「ただし、」以降を削除)